

監査結果に係る措置通知書

<p>経済局</p>		
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>	
<p>(1) 施設使用料の徴収管理について</p> <p>公の施設の使用料を納期限までに納付しない者がいるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定により、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。また、仙台市債権管理条例（平成28年仙台市条例第54号）の規定では、市の債権を適正に管理しなければならないとされている。</p> <p>ところが、情報・産業プラザ（現・中小企業活性化センター）の指定管理者においては、施設使用料の滞納者に対して、電話や請求書の再発行により納付勧奨を行っていたが、施設所管課の地域産業支援課においては、督促をはじめとする滞納整理事務を行っていなかった。</p> <p>使用料の徴収事務に当たっては、関係法令等に則り、適正に行う必要がある。</p>	<p>仙台市中小企業活性化センター管理業務協定書及び仙台市中小企業活性化センターにおける使用料徴収事務等委託仕様書を変更し、指定管理者において一定期間納付勧奨を行ってもなお納付されない場合に、その都度指定管理者から文書にて報告する旨を明記したほか、これまで行っていた月次報告に、未収入の案件の有無を把握するための項目を追加することとし、施設所管課が滞納状況を正確に把握し督促をはじめとする滞納整理事務を適切に行えるよう措置を行った。さらに、上記の事務を確実にを行うため、互いの業務を図として表した業務フローを作成し、指定管理者へ通知している。</p> <p>なお、滞納者に対しては督促を実施した。</p> <p>仙台市中小企業活性化センター管理業務協定書及び仕様書に係る変更協定書及び仕様書締結日 平成30年1月25日</p> <p>業務フロー通知日 平成30年3月30日</p> <p>滞納者に対する督促日 平成30年3月6日</p>	